

参 考 資 料

諸外国の監査法人制度等の比較

項 目	日本	米	英	仏	独	EU(第8次指令)
1. 監査法人等の独立性規制 (1)非監査業務の同時提供禁止 (i) 根拠規定	(i)・公認会計士法：禁止業務を列挙。 ・倫理規則(日本公認会計士協会)：独立性に影響を与える脅威に対して、セーフガードの適用を求める原則ベースの方法	(i)・証券取引所法、PCAOB規則：禁止業務を列挙。 ・倫理規則(AICPA)：独立性に影響を与える業務を例示する方法	(i)・倫理規則(APB)：独立性に影響を与える状況に対して、セーフガードの適用を求める原則ベースの方法。	(i)・商法：独立性を侵害する行為を禁止。 ・倫理規則：独立性に影響を与える業務を例示する方法。(但し、第8次指令の適用を受ける)	(i)・商法：禁止業務を列挙 ・倫理規則：独立性に影響を与える脅威に対して、セーフガードの適用を求める原則ベースの方法	(i)・独立性に影響を与える状況に対して、セーフガードの適用を求める原則ベースの方法
(ii) 規制対象	(ii)公認会計士法：大会社等 倫理規則：全ての会社	(ii)証券取引所法：上場会社 AICPA倫理規則：全ての会社	(ii)倫理規則：全ての会社 (注)上場会社には非上場会社より厳しい基準を設定	(ii)商法：全ての会社	(ii)商法：全ての会社 (注)上場会社等には追加的な禁止業務を規定	(ii)法定監査対象の被監査事業体
(iii) 禁止業務	(iii)主に以下の業務を禁止 ①会計帳簿の記帳の代行その他の財務書類の調製に関する業務 ②財務又は会計に係る情報システムの整備・管理業務 ③財産の証明又は鑑定評価業務 ④保険数理業務 ⑤内部監査の外部委託業務	(iii)主に以下の業務を禁止 ①会計記録又は財務諸表に関連する記帳サービス ②財務情報システム設計と導入 ③鑑定・評価サービス、適正性意見、寄付金報告書 ④保険数理サービス ⑤内部監査の外部委託業務 ⑥経営管理機能又は人事管理	(iii)独立性に影響があり得る非証明業務として下記の業務を例示。 ①財務書類の調整に関する業務 ②IT業務 ③鑑定・評価業務 ④保険数理業務 ⑤内部監査の外部委託業務 ⑥法律業務 等	(iii)独立性の観点から、主に以下の業務が禁止される ①税務業務 ②給与計算 ③会計記帳業務	(iii)主に以下の業務を禁止 ①帳簿記入、監査対象の年度決算書の作成 ②内部監査の実施に影響を及ぼす行為 ③経営指導・財務業務 ④保険数理・評価業務 ※上場会社への追加規制 ①重要な法律・税務相談業務 ②会計情報システムの開	(iii)特に定められていない。

項目	日本	米	英	仏	独	EU(第8次指令)
	⑥証券業 ⑦投資顧問業 等	⑦証券業 ⑧監査と関係しない法律業務等 ⑨PCAOBが規則により規定した業務(例えば、積極的な税務取引への関与等)			発等	
(2)就職制限 関与社員の就任先への監査制限、被監査会社への就任の制限	・関与社員の就任先への監査制限(監査対象期間の期末から1年間) ・被監査会社への就任の制限(監査対象期間の期末から1年間)	・筆頭業務執行社員、品質管理担当社員等の就任先への監査制限(年次報告書をSECに提出した日から1年間) ・被監査会社への就任の制限(監査契約への関与がなくなった日から1年間)	・筆頭業務執行社員、品質管理担当社員等の就任先への監査制限(原則、監査契約を辞任した日から2年間)	・被監査会社等への就任の制限(監査辞任から5年間)	・特段の定めはない。	・公益事業体を監査する場合、筆頭業務執行社員等の就任先への就職制限(監査契約を辞任した日から2年間)
(3)ローテーション (i)監査人のローテーション - ローテーション対象監査 - ローテーション対象者	・大会社等の監査 ①業務執行社員、審査担当社員 ②大手監査法人の筆頭業務執行社員、審査担当社員 (日本公認会計士協会倫理規則)	・上場会社の監査 ①筆頭業務執行社員、審査担当社員 ②年間10時間以上、関与した社員 ③被監査会社連結グループの重要な子会社の筆頭業務執行社員	・上場会社の監査 ①筆頭業務執行社員、審査担当社員 ②被監査会社連結グループの重要な子会社等の筆頭業務執行社員	・公開会社の監査 ・筆頭業務執行社員	・上場会社等の監査 ・筆頭業務執行社員	・公益事業体の監査 ・筆頭業務執行社員 ・重要な子会社の筆頭業務執行社員 ・署名社員

項目	日本	米	英	仏	独	EU(第8次指令)
- 継続可能期間 —インターバル	①7年—2年 ②5年—5年	①5年—5年 ②・③7年—2年	①5年—5年 ②7年—2年	・6年毎(インターバル期間 の定めはない)	・7年—3年	・7年—2年
(ii)監査法人のロー テーション	・なし	・なし	・なし	・なし	・なし	・なし
(iii)中小監査法人 へのローテー ション規制	・大会社等を監査する場 合、中小監査法人に対 しても適用。 (但し、周辺地域において 公認会計士が不足している 等により、交替が著しく困難 な状況にある場合、ローテ ーションを免除)。	・上場会社を監査する場 合、顧客が5未満、かつ、 持分所有者が10人未満 の会計事務所は、PCAO Bの独立性レビューを条 件として、ローテーションを 免除。	・上場会社を監査する場 合、中小監査事務所に対 しても適用。	・公開会社を監査する場 合、中小監査事務所に対 しても適用。	・上場会社等を監査する場 合、中小監査事務所に対 しても適用。	・公益事業体を監査する場 合、中小監査事務所に対 しても適用。
2. 監査人の選 任、監査報酬 の決定等 (1)監査人の選任 方法	・上場・非上場の区別なく、 株主総会において選任。 ・但し、監査役、監査役会又 は監査委員会の同意権あ り。	・上場会社では、監査委員 会が選任。	・上場・非上場の区分なく、 株主総会において選任。 ・但し、上場会社では、監査 委員会の提案に基づき、 株主総会に議案を提出 (提案に基づかない場合、 年次報告書にその旨、理 由を記載)。	・上場・非上場の区別なく、 株主総会において選任。 ・公開会社では、監査人選 任の議案作成の決議に最 高経営責任者等が関与す ることができない。	・上場・非上場の区別なく、 株主総会において選任。	・公益事業体では、原則、 監査委員会の推薦に基づ き議案が作成され、株主 総会において選任。 ・非公益事業体では、株主 総会において選任。
(2)監査報酬の決 定方法	・原則、取締役会で決定。 ・但し、監査役、監査役会又	・上場会社では、監査委員 会にて決定。	・上場・非上場の区分なく、 株主総会において決定。 ・但し、上場会社では、監査	・会社と経営者との契約に おいて決定。	・上場会社においては、監 査役会で決定し、株主総会 で承認。	・特段の規定なし (但し、監査報酬が被監査 会社に対する追加的な業 務の提供により影響され

項目	日本	米	英	仏	独	EU(第8次指令)
	は監査委員会に同意権あり。		委員会の承認が求められる。			ること、成功報酬体系によることは認められていない。)
3. 監査人の交代 (1)会社による開示	・上場会社は、監査人が交代した際に、その旨を直ちに開示。	・上場会社は、監査人が交代した場合、監査人との間の意見の不一致の有無等及びそれに対する監査人の意見を臨時報告書で開示する。また、委任状勧誘資料に記載し、株主に開示。	・会社は、解任の旨を会社登記所に通知する。また、監査人から預託された陳述書を、原則、株主・債権者等に送付するか、裁判所に申立てることが求められている。	・公開会社については、監査人が期中で交替した場合、AMFへの情報提供が求められている。	・特段の定めはない。	
(2)監査人による交代理由の開示	・監査人による開示義務はない。 (ただし、会計監査人は、株主総会に出席し、解任についての意見を述べることができる。)	・会社と意見の不一致があった場合、又は不正が発見された場合、臨時報告書で意見陳述することが求められている。	・監査人は、株主・債権者等に注意を喚起すべきと考える事情等を陳述書に記載し、会社に預託することが求められている。	・公開会社については、監査人が期中で交代した場合、AMFへの情報提供が求められている。	・特段の定めはない。	・法定監査人又は監査事務所は、任期中の解任、辞任があった場合、監督当局に連絡することが求められている。
4. 不正発見時の監査人の対応 (1)監査役、監査役会、監査委員会への連絡	・不正が発見された場合、原則、経営者に報告が求められる。 ・取締役(又は執行役)の不正が発見された場合、監査役、監査役会、監査委員会に報告が求められ	・不正が発見された場合、原則、経営者に報告が求められる。 ・上級経営者の不正が発見された場合、監査委員会等に報告が求められる。	・不正が発見された場合、原則、経営者に報告が求められる。 ・上級経営者の不正が発見された場合、監査委員会等に報告が求められる。	・不正が発見された場合、原則、経営者に報告が求められる。 ・上級経営者の不正が発見された場合、ガバナンス責任者に報告が求められる。	・不正が発見された場合、原則、経営者に報告が求められる。 ・上級経営者の不正が発見された場合、監査役会等に報告が求められる。	・法定監査人は監査の過程で発見した重要な問題について、監査委員会に報告することが求められている。

項目	日本	米	英	仏	独	EU(第8次指令)
	る。					
(2)当局への通報義務	・特段の定めはない(但し、不正等が財務諸表に重要な虚偽表示をもたらすと判断した場合、不適正意見を表明しなければならない)。	・上場会社の監査において、財務諸表に重大な影響を与えうる違法行為が発見され、経営者、取締役会等が必要な措置をとらなかった場合、SECに通報。	・銀行等の監査において発見された違法行為について、FSAに通報。	・刑事行為について、監査人は検察官に通報。 ・上場会社等の監査において発見された違法行為について、監査人はAMFに通報。	・特段の定めはない。	・特段の定めはない。

「大会社等」の範囲

- (イ) 会計監査人設置会社
(資本の額 100 億円未満かつ負債の額（貸借対照表上）が 1000 億円未満の株式会社を除く)

- (ロ) 証券取引法第 193 条の 2 第 1 項により監査証明を受けなければならない者
(上場有価証券、店頭売買有価証券以外の特定有価証券のみの発行者を除く)

- (ハ) 銀行、長期信用銀行、保険会社

- (二) a. 全国を地区とする信用金庫連合会
b. 全国を地区とする労働金庫連合会
c. 全国を地区とする信用協同組合連合会
d. 農林中央金庫
e. 日本郵政公社
f. 年金資金運基金
g. 会計監査人の監査を受けなければならない独立行政法人
h. 国立大学法人及び大学共同利用機関法人
i. 会計監査人の監査を受けなければならない地方独立行政法人

監査法人の社員が被監査会社等の役員等であるとき及び
役員等に就任するときの公認会計士法上のルール

	旧法	新法（平成16年4月1日以降、監査または証明を行った場合から適用）
監査業務の制限	<p>公認会計士（その配偶者を含む。）が、以下の関係を有する会社の監査証明を禁止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 役員、これに準ずる者又は財務責任者である（過去1年以内にこれらの者であった場合、監査期間及び監査期間終了後三ヶ月間これらの者である場合を含む。）会社 ・ 現在又は過去1年以内に使用人となっている会社 ・ 公務員であって、在職している（いた）職と職務上密接な関係にある会社 ・ 株主、出資者、債権者（債務保証、担保提供を含む。）、債務者である会社 ・ 無償または優遇された経済的利益を受けている（受けた）会社（役員等を経由して受けている場合を含む。） ・ 法2条第1項及び第2項の業務以外の業務の提供により継続的報酬を受けている（受けていた）会社 ・ 監査証明しようとする会社の関係会社等（注1）の役員、これに準ずる者である場合の当該監査証明しようとする会社 ・ 監査証明しようとする会社の親会社、子会社等の使用人である場合の当該監査証明しようとする会社 	旧法に同じ
就職等の制限		<ul style="list-style-type: none"> ・ 監査証明を行った会計期間及びその翌会計期間の終了の日まで被監査会社の役員又はこれに準ずるものへの就任の禁止 ・ 監査証明業務に関与した公認会計士が、被監査会社等の役員又はこれに準ずるものに就任した場合、当該関与会計期間と翌会計期間について、監査法人は当該被監査会社等の監査証明をおこなうことを禁止（注2）

（注1）関係会社等は、以下のとおり。

- ①親会社及び監査証明しようとする会社の議決権の40%以上50%以下を所有し、かつ、取締役等を派遣し、営業方針の決定に影響を与えたり、重要な融資を行っている等の要件を満たす会社
- ②子会社及び監査証明しようとする会社が議決権の40%以上50%以下を所有し、かつ、取締役等を派遣し、営業方針の決定に影響を与えたり、重要な融資を行っている等の要件を満たす会社
- ③監査証明しようとする会社が20%以上の議決権を有する会社
- ④監査証明しようとする会社が15%以上20%未満の議決権を有し、かつ、取締役等を派遣し営業方針の決定に影響を与えたり、重要な融資を行っている等の要件を満たす会社
- ⑤監査証明しようとする会社と、当該会社と同一の内容の議決権を行使すると認められるものの議決権の合計が20%以上であり、かつ、取締役等を派遣し営業方針の決定に影響を与えたり、重要な融資を行っている等の要件を満たす会社

（注2）米国のサーベインズ・オクスレイ法にも同様の規定がある。

公認会計士法

(昭和二十三年七月六日法律第百三号)

(公認会計士の使命)

第一条 公認会計士は、監査及び会計の専門家として、独立した立場において、財務書類その他の財務に関する情報の信頼性を確保することにより、会社等の公正な事業活動、投資者及び債権者の保護等を図り、もつて国民経済の健全な発展に寄与することを使命とする。

(特定の事項についての業務の制限)

第二十四条 公認会計士は、財務書類のうち、次の各号の一に該当するものについては、第二条第一項の業務を行なつてはならない。

一 公認会計士又はその配偶者が、役員、これに準ずるもの若しくは財務に関する事務の責任ある担当者であり、又は過去一年以内にこれらの者であつた会社その他の者の財務書類

二 公認会計士がその使用人であり、又は過去一年以内に使用人であつた会社その他の者の財務書類

三 前二号に定めるもののほか、公認会計士が著しい利害関係を有する会社その他の者の財務書類

2 前項第三号の著しい利害関係とは、公認会計士又はその配偶者が会社その他の者との間にその者の営業、経理その他に関して有する関係で、公認会計士の行なう第二条第一項の業務の公正を確保するため業務の制限をすることが必要かつ適当であるとして政令で定めるものをいう。

3 国家公務員若しくは地方公務員又はこれらの職にあつた者は、その在職中又は退職後二年間は、その在職し、又は退職前二年間に在職していた職と職務上密接な関係にある営利企業の財務について、第二条第一項の業務を行つてはならない。

(大会社等に係る業務の制限の特例)

第二十四条の二 公認会計士は、当該公認会計士、その配偶者又は当該公認会計士若しくはその配偶者が実質的に支配していると認められるものとして内閣府令で定める関係を有する法人その他の団体が、次の各号のいずれかに該当する者（以下「大会社等」という。）から第二条第二項の業務（内閣府令で定めるものに限る。）により継続的な報酬を受けている場合には、当該大会社等の財務書類について、同条第一項の業務を行つてはならない。

一 会計監査人設置会社（資本金の額、最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額その他の事項を勘案して政令で定める者を除く。）

- 二 証券取引法第百九十三条の二第一項の規定により監査証明を受けなければならない者（政令で定める者を除く。）
- 三 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行
- 四 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第二条に規定する長期信用銀行
- 五 保険業法第二条第二項に規定する保険会社
- 六 前各号に掲げる者に準ずる者として政令で定める者

第二十四条の三 公認会計士は、大会社等の七会計期間（事業年度その他これらに準ずる期間をいう。以下同じ。）の範囲内で政令で定める連続する会計期間のすべての会計期間に係る財務書類について監査関連業務（第二条第一項の業務、監査法人の行う同項の業務にその社員として関与すること及びこれらに準ずる業務として内閣府令で定めるものをいう。以下この条及び第三十四条の十一の三において同じ。）を行つた場合には、当該政令で定める連続する会計期間の翌会計期間以後の政令で定める会計期間に係る当該大会社等の財務書類について監査関連業務を行つてはならない。ただし、当該公認会計士（監査法人の社員である者を除く。）が当該政令で定める連続する会計期間の翌会計期間以後の会計期間に係る当該大会社等の財務書類について監査関連業務を行うことにつき、内閣府令で定めるやむを得ない事情があると認められる場合において、内閣府令で定めるところにより、会計期間ごとに内閣総理大臣の承認を得たときは、この限りでない。

第二十四条の四 公認会計士は、大会社等の財務書類について第二条第一項の業務を行うときは、他の公認会計士若しくは監査法人と共同し、又は他の公認会計士を補助者として使用して行わなければならない。ただし、他の公認会計士若しくは監査法人と共同せず、又は他の公認会計士を補助者として使用しないことにつき内閣府令で定めるやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（証明の範囲及び証明者の利害関係の明示）

第二十五条 公認会計士は、会社その他の者の財務書類について証明をする場合には、いかなる範囲について証明をするかを明示しなければならない。

- 2 公認会計士は、会社その他の者の財務書類について証明をする場合には、当該会社その他の者と利害関係を有するか否か、及び利害関係を有するときはその内容その他の内閣府令で定める事項を証明書に明示しなければならない。

（公認会計士の就職の制限）

第二十八条の二 公認会計士が会社その他の者の財務書類について第二条第一項の業務を行つた場合には、当該公認会計士（公認会計士であつた者を含む。）は、当該財務書類に

係る会計期間の翌会計期間の終了の日までの間は、当該会社その他の者の役員又はこれに準ずるものに就いてはならない。ただし、当該会社その他の者の役員又はこれに準ずるものに就くことにつきやむを得ない事情があると認められるときその他の内閣府令で定める場合において、内閣総理大臣の承認を得たときは、この限りでない。

(特定の事項についての業務の制限)

第三十四条の十一 監査法人は、財務書類のうち、次の各号のいずれかに該当するものについては、第二条第一項の業務を行ってはならない。

- 一 監査法人が株式を所有し、又は出資している会社その他の者の財務書類
 - 二 監査法人の社員のうちに会社その他の者と第二十四条第一項第一号に規定する関係を有する者がある場合における当該会社その他の者の財務書類
 - 三 会社その他の者の財務書類について監査法人の行う第二条第一項の業務にその社員として関与した者が、当該財務書類に係る会計期間又はその翌会計期間（以下この号において「関与社員会計期間」という。）内に当該会社その他の者の役員又はこれに準ずる者となつた場合における当該関与社員会計期間に係る当該会社その他の者の財務書類
 - 四 前三号に定めるもののほか、監査法人が著しい利害関係を有する会社その他の者の財務書類
- 2 前項第四号の著しい利害関係とは、監査法人又はその社員が会社その他の者との間にその者の営業、経理その他に関して有する関係で、監査法人の行う第二条第一項の業務の公正を確保するため業務の制限をすることが必要かつ適当であるとして政令で定めるものをいう。
- 3 監査法人の社員のうち会社その他の者と第二十四条第一項又は第三項に規定する関係を有する者は、当該監査法人が行う第二条第一項の業務で当該会社その他の者の財務書類に係るものには関与してはならない。

(大会社等に係る業務の制限の特例)

第三十四条の十一の二 第二十四条の二の規定は、監査法人が大会社等の財務書類について第二条第一項の業務を行う場合について準用する。この場合において、第二十四条の二中「当該公認会計士、その配偶者又は当該公認会計士若しくはその配偶者」とあるのは、「当該監査法人又は当該監査法人」と読み替えるものとする。

第三十四条の十一の三 監査法人は、大会社等の財務書類について第二条第一項の業務を行う場合において、当該監査法人の社員が当該大会社等の七会計期間の範囲内で政令で定める連続する会計期間のすべての会計期間に係る財務書類について監査関連業務を行つた場合には、当該政令で定める連続する会計期間の翌会計期間以後の政令で定める会計期間に係る当該大会社等の財務書類について当該社員に監査関連業務を行わせてはな

らない。

(監査又は証明の業務の執行方法)

第三十四条の十二 監査法人は、その社員以外の者に監査又は証明の業務を行なわせてはならない。

2 監査法人が会社その他の者の財務書類について証明をする場合には、当該証明に係る業務を執行した社員は、当該証明書にその資格を表示して自署し、かつ、自己の印を押さなければならない。

3 第二十五条の規定は、監査法人が会社その他の者の財務書類について証明をする場合に準用する。

(関与社員の就職の制限)

第三十四条の十四の二 第二十八条の二の規定は、監査法人が会社その他の者の財務書類について第二条第一項の業務を行つた場合における当該業務を執行した社員について準用する。

公認会計士法施行令

(昭和二十七年八月十四日政令第三百四十三号)

(公認会計士に係る著しい利害関係)

第七条 法第二十四条第二項（法第十六条の二第六項 において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める関係は、次の各号に掲げる場合における当該各号に規定する公認会計士又はその配偶者と被監査会社等との間の関係とする。

一 公認会計士又はその配偶者が、監査又は証明（法第二条第一項の業務として行う監査又は証明をいう。以下同じ。）をしようとする財務書類（法第一条の三第一項に規定する財務書類をいう。以下同じ。）に係る会計期間（法第二十四条の三に規定する会計期間をいう。以下同じ。）の開始の日からその終了後三月を経過する日までの期間（以下「監査関係期間」という。）内に当該財務書類につき監査又は証明を受けようとする会社その他の者（以下「被監査会社等」という。）の役員、これに準ずるもの又は財務に関する事務の責任ある担当者（以下「役員等」という。）であつた場合

二 公認会計士の配偶者が、当該公認会計士に係る被監査会社等の使用人である場合又は過去一年以内にその使用人であつた場合

三 公認会計士の配偶者が、国家公務員若しくは地方公務員であり、又はこれらの職にあつた者でその退職後二年を経過していないものである場合において、その在職し、又は退職前二年以内に在職していた職と当該公認会計士に係る被監査会社等（営利企

業に該当するものに限る。)とが職務上密接な関係にあるとき。

四 公認会計士又はその配偶者が、被監査会社等の株主、出資者、債権者又は債務者である場合。ただし、株主又は出資者にあつては相続又は遺贈により被監査会社等の株式又は出資を取得後一年を経過しない場合を、債権者又は債務者にあつてはその有する債権又は債務が被監査会社等との間の法第二条第一項又は第二項の業務に関する契約に基づく場合、その有する債権又は債務の額が百万円未満である場合、相続又は遺贈により被監査会社等の債権又は債務を取得後一年を経過しない場合その他内閣府令で定める特別の事情を有する債権又は債務である場合を除く。

五 公認会計士又はその配偶者が、被監査会社等から無償又は通常取引価格より低い対価による事務所又は資金の提供その他の特別の経済上の利益の供与を受けている場合

六 公認会計士又はその配偶者が、被監査会社等から税理士業務(税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)第二条規定する税理士業務をいう。以下同じ。)その他法第二条第一項及び第二項の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている場合

七 公認会計士又はその配偶者が、被監査会社等の役員等又は過去一年以内若しくは監査関係期間内にこれらの者であつた者から第五号又は前号に規定する利益の供与又は報酬を受けている場合

八 公認会計士又はその配偶者が、被監査会社等の関係会社等の役員若しくはこれに準ずるものである場合又は過去一年以内若しくは監査関係期間内にこれらの者であつた場合

九 公認会計士が、被監査会社等の親会社等又は子会社等の使用人である場合

2 前項第八号に規定する関係会社等とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 被監査会社等(当該被監査会社等の子会社等を含む。)が他の会社等(会社その他の団体をいう。以下同じ。)の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合における当該他の会社等として内閣府令で定めるもの

二 他の会社等(当該他の会社等の子会社等を含む。)が被監査会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合における当該他の会社等として内閣府令で定めるもの

3 第一項第九号に規定する親会社等とは、他の会社等の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関(株主総会その他これに準ずる機関をいう。以下この項において「意思決定機関」という。)を支配している会社等として内閣府令で定めるものをいい、同号及び前項各号に規定する子会社等とは、親会社等によりその意思決定機関を支配されている他の会社等をいう。この場合において、親会社等及び子会社等又は子会社等が他の会社等の意思決定機関を支配している場合における当該他の会社等は、その親会社等の子会社等とみなす。

(大会社等から除かれる者)

第七条の二 法第二十四条の二第一号（法第十六条の二第六項において準用する場合及び法第三十四条の十一の二において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する政令で定める者は、資本金の額が百億円未満であり、かつ、最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が千億円未満の株式会社とする。

第七条の三 法第二十四条の二第二号（法第十六条の二第六項において準用する場合及び法第三十四条の十一の二において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する政令で定める者は、証券取引法第二十四条第一項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する特定有価証券（同法第六条 各号に掲げるものを除く。以下この条において「特定有価証券」という。）の発行者（同法第二条第五項 に規定する発行者をいう。）であつて、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- 一 特定有価証券以外の有価証券に関して証券取引法第四条第一項又は第二項の規定による届出をしようとする者
- 二 特定有価証券以外の有価証券に関して証券取引法第二十四条第一項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により同法第二十四条第一項に規定する有価証券報告書を提出しなければならない者

(大会社等の範囲)

第七条の四 法第二十四条の二第六号（法第十六条の二第六項において準用する場合及び法第三十四条の十一の二において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 全国を地区とする信用金庫連合会
- 二 全国を地区とする労働金庫連合会
- 三 全国を地区とする信用協同組合連合会
- 四 農林中央金庫
- 五 日本郵政公社
- 六 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第三十九条の規定により会計監査人の監査を受けなければならない独立行政法人
- 七 国立大学法人及び大学共同利用機関法人
- 八 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第三十五条の規定により会計監査人の監査を受けなければならない地方独立行政法人

(監査関連業務の禁止における連続する会計期間)

第七条の五 法第二十四条の三（法第十六条の二第六項において準用する場合を含む。）に規定する七会計期間の範囲内で政令で定める連続する会計期間は、七会計期間とする。

(監査関連業務の禁止期間)

第七条の六 第二十四条の三（法第十六条の二第六項において準用する場合を含む。）に規定する連続する会計期間の翌会計期間以後の政令で定める会計期間は、二会計期間とする。

(監査法人に係る著しい利害関係)

第八条 第三十四条の十一第二項に規定する政令で定める関係は、次の各号に掲げる場合における当該各号に規定する監査法人又はその社員と被監査会社等との間の関係とする。

- 一 監査法人が、被監査会社等の債権者又は債務者である場合。ただし、当該監査法人の有する債権又は債務が被監査会社等との間の法第二条第一項又は第二項の業務に関する契約に基づく債権又は債務その他内閣府令で定める特別の事情を有する債権又は債務である場合を除く。
- 二 監査法人が、被監査会社等から第七条第一項第五号に規定する利益の供与を受けている場合
- 三 監査法人が、被監査会社等の役員等又は過去一年以内若しくは監査関係期間内にこれらの者であつた者から第七条第一項第五号に規定する利益の供与を受けている場合
- 四 監査法人の社員のうちに被監査会社等の使用人である者がある場合
- 四の二 監査法人の社員のうちに被監査会社等の親会社等（第七条第三項に規定する親会社等をいう。）又は子会社等（同項に規定する子会社等をいう。）の役員等又は使用人である者がある場合
- 五 監査法人の社員のうちに被監査会社等から税理士業務により継続的な報酬を受けている者がある場合
- 六 前三号に該当する場合を除き、被監査会社等の財務書類について監査法人の行う法第二条第一項の業務にその社員として関与した者若しくは被監査会社等の財務書類の証明について法第三十四条の十の四第一項による指定を受けた社員又はこれらの者の配偶者が被監査会社等と次のいずれかの関係を有する場合
 - イ 法第二十四条第一項第二号又は第三項に規定する関係
 - ロ 第七条第一項第一号から第八号までに規定する関係
- 七 第四号から前号までに該当する場合を除き、監査法人の社員の半数以上の者が、本人又はその配偶者につき、被監査会社等と同号イ又はロのいずれかの関係を有する場合

(監査法人に係る監査関連業務の禁止における連続する会計期間)

第八条の二 法第三十四条の十一の三に規定する七会計期間の範囲内で政令で定める連続する会計期間は、七会計期間とする。

(監査法人に係る監査関連業務の禁止期間)

第八条の三 法第三十四条の十一の三に規定する連続する会計期間の翌会計期間以後の政令で定める会計期間は、二会計期間とする。

**公認会計士等に係る利害関係に関する内閣府令
(昭和四十九年九月二十八日大蔵省令第五十八号)**

(特別の事情を有する債権又は債務)

第一条 公認会計士法施行令（昭和二十七年政令第三百四十三号。以下「令」という。）

第七条第一項第四号及び第八条第一号に規定する内閣府令で定める特別の事情を有する債権又は債務は、第一号から第十二号までに掲げるものに係る債権（第十一号及び第十二号にあつては、当該各号に掲げる契約に基づく債権）又は第十三号から第十七号までに掲げるものに係る債務とする。

一 預金（貯金を含む。）

二 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第四項に規定する定期積金等

三 削除

四 無尽業法（昭和六年法律第四十二号）第一条に規定する掛金

五 特別の法令により設立された法人の発行する債券

六 金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律（平成十年法律第七号。以下この号において「金融システム改革法」という。）附則第一百七条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十二条の規定による廃止前の外国為替銀行法（昭和二十九年法律第六十七号）第九条の二及び金融システム改革法附則第一百六十九条の規定によりなおその効力を有するものとされる金融システム改革法附則第一百六十八条の規定による改正前の金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）第十七条の二第一項 に規定する債券

六の二 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）第八条に規定する長期信用銀行債

六の三 金融機関の合併及び転換に関する法律第八条第一項（同法第五十五条第四項において準用する場合を含む。）に規定する特定社債

七 その債務について政府が保証している社債

八 内国法人の発行する社債のうち、契約により、発行に際して応募額が総額に達しない場合に証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項 に規定する証券会社又は外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第二号 に規定す

- る外国証券会社の同条第八号に規定する支店がその残額を取得するものとされたもの
- 九 金銭信託のうち、共同しない多数の委託者の信託財産を合同して運用するもの（貸付信託法（昭和二十七年法律第百九十五号）第二条第一項に規定する貸付信託を含む。）
- 十 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第三項の投資信託
- 十一 生命保険契約
- 十二 損害保険契約
- 十三 自己の居住の用に供する住宅又は自己の業務の用に供する事務所の建築又は購入の費用（土地の所有権又は借地権の取得及び土地の造成に係る費用を含む。）の全部又は一部に充てるための金銭の借入れ（被監査会社等（令第七条第一項第一号に規定する被監査会社等をいう。以下同じ。）に係る公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号。以下「法」という。）第二条第一項の業務を行う前にした借入れに限る。）であつて、当該住宅若しくは事務所又はこれらに係る土地に設定されている抵当権によつて担保されているもの
- 十四 自己の居住の用に供する住宅又は自己の業務の用に供する事務所（被監査会社等に係る法第二条第一項の業務を行う前から賃借しているものに限る。）に係る賃借料、管理費及び更新料
- 十五 自己の用に供する自動車又は自己の業務の用に供する自動車の購入費用の全部又は一部に充てるための金銭の借入れ（被監査会社等に係る法第二条第一項の業務を行う前にした借入れに限る。）
- 十六 電気、ガス、上下水道及び電話の使用料金
- 十七 第十三号から第十六号までに掲げるもののほか、被監査会社等による公認会計士（法第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。以下同じ。）又は監査法人の業務の遂行に通常必要な物又は役務の提供

（関係会社等）

- 第二条 令第七条第二項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる会社等（同号に規定する会社等をいう。以下同じ。）とする。
- 一 被監査会社等の子会社等（令第七条第三項に規定する子会社等をいう。以下同じ。）
- 二 被監査会社等の関連会社等
- 2 前項第二号に規定する関連会社等とは、被監査会社等（当該被監査会社等が子会社等を有する場合には、当該子会社等を含む。）が、出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて、子会社等以外の他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合における当該子会社等以外の他の会社等とする。
- 3 前項に規定する子会社等以外の他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合とは、次に掲げる場合とする。ただし、財務

上又は営業上若しくは事業上の関係からみて子会社等以外の他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないことが明らかであると認められるときは、この限りでない。

一 子会社等以外の他の会社等（民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）の規定による再生手続開始の決定を受けた会社等、会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）の規定による更生手続開始の決定を受けた会社、破産法（平成十六年法律第七十五号）の規定による破産手続開始の決定を受けた会社等その他これらに準ずる会社等であつて、かつ、当該会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないと認められる会社等を除く。以下この項において同じ。）の議決権（株式会社にあつては、株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下この項において同じ。）の百分の二十以上を自己の計算において所有している場合

二 子会社等以外の他の会社等の議決権の百分の十五以上、百分の二十未満を自己の計算において所有している場合であつて、かつ、次に掲げるいずれかの要件に該当する場合

イ 役員、業務を執行する社員若しくは使用人である者、又はこれらであつた者で自己が子会社等以外の他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることができる者が、当該子会社等以外の他の会社等の代表取締役、取締役又はこれらに準ずる役職に就任していること。

ロ 子会社等以外の他の会社等に対して重要な融資（債務の保証及び担保の提供を含む。第三条第二号ニにおいて同じ。）を行つていること。

ハ 子会社等以外の他の会社等に対して重要な技術を提供していること。

ニ 子会社等以外の他の会社等との間に重要な販売、仕入れその他の営業上又は事業上の取引があること。

ホ その他子会社等以外の他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができることが推測される事実が存在すること。

三 自己の計算において所有している議決権と自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせた場合（自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。）に子会社等以外の他の会社等の議決権の百分の二十以上を占めているときであつて、かつ、前号イからホまでに掲げるいずれかの要件に該当する場合

4 令第七条第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる会社等とする。

一 被監査会社等の親会社等（令第七条第三項に規定する親会社等をいう。以下同じ。）

二 被監査会社等が他の会社等の関連会社等（第二項に規定する関連会社等をいう。第四条において同じ。）である場合における当該他の会社等

（親会社等）

第三条 令第七条第三項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる会社等とする。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の会社等の意思決定機関（同項に規定する意思決定機関をいう。以下この条において同じ。）を支配していないことが明らかであると認められる会社等は、この限りでない。

一 他の会社等（民事再生法の規定による再生手続開始の決定を受けた会社等、会社更生法の規定による更生手続開始の決定を受けた会社、破産法の規定による破産手続開始の決定を受けた会社等その他これらに準ずる会社等であつて、かつ、有効な支配従属関係が存在しないと認められる会社等を除く。以下この条において同じ。）の議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等

二 他の会社等の議決権の百分の四十以上、百分の五十以下を自己の計算において所有している会社等であつて、かつ、次に掲げるいずれかの要件に該当する会社等

イ 自己の計算において所有している議決権と自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、他の会社等の議決権の過半数を占めていること。

ロ 役員、業務を執行する社員若しくは使用人である者、又はこれらであつた者で自己が他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることができる者が、当該他の会社等の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の過半数を占めていること。

ハ 他の会社等の重要な財務及び営業又は事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること。

ニ 他の会社等の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。）の総額の過半について融資を行つていること（自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を合わせて資金調達額の総額の過半となる場合を含む。）。

ホ その他他の会社等の意思決定機関を支配していることが推測される事実が存在すること。

三 自己の計算において所有している議決権と自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせた場合（自己の計算において議決権を所有していな

い場合を含む。)に他の会社等の議決権の過半数を占めている会社等であつて、かつ、前号口からホまでに掲げるいずれかの要件に該当する会社等

(実質的に支配していると認められる関係)

第四条 法第二十四条の二(法第十六条の二第六項及び法第三十四条の十一の二において準用する場合を含む。次条において同じ。)に規定する内閣府令で定める関係は、当該公認会計士若しくはその配偶者又は当該監査法人と子会社等又は関連会社等との関係とする。

(業務の制限)

第五条 法第二十四条の二に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 会計帳簿の記帳の代行その他の財務書類の調製に関する業務
- 二 財務又は会計に係る情報システムの整備又は管理に関する業務
- 三 現物出資財産(会社法第二百七条第一項に規定する現物出資財産をいう。)その他これに準ずる財産の証明又は鑑定評価に関する業務
- 四 保険数理に関する業務
- 五 内部監査の外部委託に関する業務
- 六 証券取引法第二条第八項に規定する証券業
- 七 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律(昭和六十一年法律第七十四号)第二条第二項に規定する投資顧問業
- 八 前各号に掲げるもののほか、監査又は証明(法第二条第一項の業務として行う監査又は証明をいう。)をしようとする財務書類を自らが作成していると認められる業務又は被監査会社等の経営判断に関与すると認められる業務

(監査関連業務等)

第六条 法第二十四条の三本文(法第十六条の二第六項において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 他の公認会計士の法第二条第一項の業務に補助者として従事しているにもかかわらず、当該業務に当該他の公認会計士と同程度以上に実質的な関与をしていると認められる業務
- 二 他の公認会計士から委託を受け、法第二条第一項の業務の意見審査(被監査会社等の財務書類に係る監査意見を表明するに先立ち、監査意見の形成に至る一切の過程の妥当性について検討し、必要な措置を講じることをいう。)を行う業務
- 三 監査法人の法第二条第一項の業務に補助者として従事しているにもかかわらず、当該業務に当該監査法人の法第三十四条の十二第二項に規定する社員と同程度以上に実質的な関与をしていると認められる業務

- 2 法第二十四条の三ただし書（法第十六条の二第六項において準用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する内閣府令で定めるやむを得ない事情は、周辺地域において公認会計士が不足している等により、交替が著しく困難な状況にある場合とする。
- 3 法第二十四条の三ただし書に規定する承認を受けようとする場合には、同条に規定するやむを得ない事情があると認められたときから承認を受けようとする会計期間（法第二十四条の三本文に規定する会計期間をいう。次項において同じ。）が開始するまでの間に、当該会計期間ごとに別紙様式により作成した承認申請書を、遅滞なく、金融庁長官に提出し、承認を受けなければならない。
- 4 公認会計士・監査審査会は、前項の承認を受けた被監査会社等の会計期間に係る監査関連業務（法第二十四条の三本文に規定する監査関連業務をいう。）につき、必要があると認められる場合には、法第四十一条の二の規定による権限又は法第四十九条の四第二項の規定により委任された法第四十九条の三第一項若しくは第二項の規定による権限を行使することができる。

（単独監査を行うやむを得ない事情）

第七条 法第二十四条の四ただし書（法第十六条の二第六項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。

- 一 共同して法第二条第一項の業務を行う他の公認会計士又は補助者として使用する他の公認会計士が登録を抹消されたこと。
- 二 共同して法第二条第一項の業務を行う他の公認会計士又は補助者として使用する他の公認会計士が事故、病気その他これに準ずる事由により業務を行うことができなくなつたこと。
- 三 共同して法第二条第一項の業務を行う他の公認会計士若しくは監査法人又は補助者として使用する他の公認会計士が移転したことにより共同で当該業務を行うことができなくなつたこと。
- 四 共同して法第二条第一項の業務を行う監査法人が解散したこと。
- 五 前各号に準ずるやむを得ない事情であつて、当該公認会計士の責めに帰すべき事由がないもの

（監査証明書の追加記載事項）

第八条 法第二十五条第二項（法第十六条の二第六項及び法第三十四条の十二第三項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 当該公認会計士又は当該監査法人の被監査会社等との利害関係の有無
- 二 当該公認会計士又は当該監査法人が被監査会社等と利害関係を有するときはその内容
- 三 当該公認会計士又は当該監査法人が被監査会社等（法第二十四条の二に規定する大

会社等に限る。)から法第二条第二項の業務(第五条各号に掲げる業務を除く。)により継続的な報酬を受けている場合には、その旨

(公認会計士等の就職に係るやむを得ない事情)

第九条 法第二十八条の二ただし書(法第十六条の二第六項において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 公認会計士(公認会計士であつた者を含む。)が法第二十八条の二本文(法第十六条の二第六項において準用する場合を含む。)の規定によりその役員又はこれに準ずるもの(以下この条において「役員等」という。)に就いてはならないとされる会社等(以下この条において「就職制限会社等」という。)以外の会社等の役員等に就いた後に、当該会社等が当該就職制限会社等と合併することとなつた場合において、当該公認会計士が合併後存続する会社等の役員等に就くこととなつた場合(当該公認会計士が、当該就職制限会社等以外の会社等の役員等に就く際に、当該合併について知つていた場合を除く。)

二 その他前号に準ずるやむを得ない事由が認められる場合

2 法第三十四条の十四の二において準用する法第二十八条の二ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 監査法人が会社その他の者の財務書類について法第二条第一項の業務を行つた場合における当該業務を執行した社員(社員であつた者を含む。)が就職制限会社等以外の会社等の役員等に就いた後に、当該会社等が当該就職制限会社等と合併することとなつた場合において、当該業務を執行した社員が合併後存続する会社等の役員等に就くこととなつた場合(当該業務を執行した社員が、当該就職制限会社等以外の会社等の役員等に就く際に、当該合併について知つていた場合を除く。)

二 その他前号に準ずるやむを得ない事由が認められる場合

日本公認会計士協会 倫理規則

(独立性)

第14条 会員は、監査業務を受嘱又は実施するに際しては独立した立場を保持し、依頼人又は関与先との関係において、法令に規定する利害関係(公認会計士法第24条の2から第24条の4まで、第34条の11の2若しくは第34条の11の3で定める大会社等に係る業務の制限の特例、又は第28条の2で定める就職の制限を含む。)を有してはならず、また、独立性の保持に疑いをもたれるような関係や外観を呈しないよう留意しなければならない。

2 前項の利害関係には、証券取引法以外の監査業務を受嘱又は継続するに際しても、次

の各号の一に該当する関係を含むものとする。

- 一 被監査会社等について行う監査に補助者として従事する者にあつては、公認会計士法第 24 条第 1 項第 1 号若しくは第 2 号若しくは同条第 3 項又は公認会計士法施行令第 7 条第 1 項第 1 号、第 4 号から第 6 号まで、第 8 号若しくは第 9 号に掲げる関係を有する場合
- 二 公認会計士、外国公認会計士にあつては、その 2 親等以内の親族が、監査法人にあつては被監査会社等についての監査証明に係る業務を執行する社員の 2 親等以内の親族が、公認会計士法第 24 条第 1 項第 1 号又は公認会計士法施行令第 7 条第 1 項第 1 号に掲げる関係を有する場合

注解 11 (第 14 条)

1. 「独立性の保持に疑いをもたれるような関係や外観」を有することは直ちに独立性に抵触するものではないが、会員は独立性に関するフレームワーク・アプローチに基づき判断し、適切な措置（セーフガード）を講ずることにより、独立性が確保されるよう、留意しなければならない。独立性に関するフレームワーク・アプローチとは、会員が監査業務を受嘱又は実施するに際して、独立性に対する脅威を識別し、当該脅威が明らかに重要性のない場合を除き、脅威を受容可能なレベルにまで軽減又は除去するために一定の措置（セーフガード）を講じ、当該措置を講じても脅威を十分に軽減又は除去できない場合には監査業務を受嘱又は実施しない手法をいう。なお、会員は必要に応じて倫理委員会に職業倫理上の問題を相談することができる。
2. 「独立性の保持に疑いをもたれるような関係や外観」とは、例えば次のような関係や外観が考えられる。

大会社等も含めた全ての関与先との関係や外観

- (1) 特定の関与先又は関与先グループから継続的に受け取る報酬が、会員の収入の大部分を占める場合
- (2) 特定の関与先と会員との間に訴訟が起きていること又は起きる可能性が高い関係にある場合
- (3) 関与先から社会慣行を超える接待若しくは贈答を受けること、又は、関与先に対して社会慣行を超える接待若しくは贈答を行うこと
- (4) 会員が過去に関与先の役員、経営の意思決定に重要なかわりをもつ使用人等であった場合
- (5) 会員と生計を一つにする 2 親等以内の親族等が関与先の株式を保有している場合

大会社等以外の関与先との関係や外観

- (6) 会員が提供する非監査証明業務において継続的に報酬を得て、提供した非監査証明業

- 務の結果を自ら監査対象とすること、又は会員が経営者の意思決定に関与していること
- (7) 監査業務の主要な担当者が、長期間継続して一定規模以上の関与先の監査業務に従事している場合
 - (8) 一定規模以上の関与先について単独監査である場合

大会社等である関与先との関係や外観

- (9) 関与先が例えば持株会社である大会社等の場合、主要な担当者が7会計期間連続して監査業務に関与し、さらに2会計期間のインターバルを設けずに、当該大会社等の財務書類に明らかに重要な影響を与える子会社等の監査業務に関与すること
- (10) 関与先が例えば持株会社である大会社等の場合、当該大会社等の財務書類に明らかに重要な影響を与える子会社等に対して、独立性を損なうような非監査証明業務を同時提供し、継続的に報酬を受け取ること
- (11) 関与先が例えば持株会社である上場会社の重要な連結子会社であって、会員が当該関与先の親会社株式を保有していること
- (12) 一定規模以上の監査法人において関与先が上場会社の場合、筆頭業務執行社員が5会計期間連続して監査業務に関与し、さらに5会計期間のインターバルを設けずに、当該会社の監査業務に関与すること。また、個別の監査業務に係る審査を担当する社員（いわゆる審査担当社員を指す。）がいる場合は、この者も同様とする。

東京証券取引所 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則
--

第2条 上場会社は、次の各号のいずれかに該当する場合（第1号に掲げる事項及び第2号に掲げる事実にあつては、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして当取引所が定める基準に該当するものを除く。）は、直ちにその内容を開示しなければならない。この場合において、上場外国会社に対するこの項、次項、第5項から第7項まで及び第11項の規定の適用に当たっては、当該上場外国会社の本国における法制度等を勘案するものとする。

- (1) 上場会社の業務執行を決定する機関が、次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）

（中略）

- a f 有価証券報告書又は半期報告書に記載される財務諸表等又は中間財務諸表等の監査証明等（法第193条の2第1項の監査証明（以下「監査証明」という。）又は財務諸表等の監査証明に関する内閣府令（昭和32年大蔵省令第12号。以下「監査証明府令」という。）第1条の3に規定する監査証明に相当すると認められる証明（以下「監査証明に相

当する証明」という。)をいう。以下同じ。)を行う公認会計士等の異動

会社法

(平成十七年七月二十六日法律第八十六号)

(選任)

第三百二十九条 役員（取締役、会計参与及び監査役をいう。以下この節、第三百七十一条第四項及び第三百九十四条第三項において同じ。）及び会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

2 前項の決議をする場合には、法務省令で定めるところにより、役員が欠けた場合又はこの法律若しくは定款で定めた役員の員数を欠くこととなるときに備えて補欠の役員を選任することができる。

(会計監査人の選任に関する監査役の同意等)

第三百四十四条 監査役設置会社においては、取締役は、次に掲げる行為をするには、監査役（監査役が二人以上ある場合にあっては、その過半数）の同意を得なければならない。

- 一 会計監査人の選任に関する議案を株主総会に提出すること。
- 二 会計監査人の解任を株主総会の目的とすること。
- 三 会計監査人を再任しないことを株主総会の目的とすること。

2 監査役は、取締役に対し、次に掲げる行為をするを請求することができる。

- 一 会計監査人の選任に関する議案を株主総会に提出すること。
- 二 会計監査人の選任又は解任を株主総会の目的とすること。
- 三 会計監査人を再任しないことを株主総会の目的とすること。

3 監査役会設置会社における前二項の規定の適用については、第一項中「監査役（監査役が二人以上ある場合にあっては、その過半数）」とあり、及び前項中「監査役」とあるのは、「監査役会」とする。

(委員会の権限等)

第四百四条 指名委員会は、株主総会に提出する取締役（会計参与設置会社にあつては、取締役及び会計参与）の選任及び解任に関する議案の内容を決定する。

2 監査委員会は、次に掲げる職務を行う。

- 一 執行役等（執行役及び取締役をいい、会計参与設置会社にあつては、執行役、取締役及び会計参与をいう。以下この節において同じ。）の職務の執行の監査及び監査報告

の作成

- 二 株主総会に提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容の決定
- 3 報酬委員会は、第三百六十一条第一項並びに第三百七十九条第一項及び第二項の規定にかかわらず、執行役等の個人別の報酬等の内容を決定する。執行役が委員会設置会社の支配人その他の使用人を兼ねているときは、当該支配人その他の使用人の報酬等の内容についても、同様とする。
- 4 委員がその職務の執行（当該委員が所属する委員会の職務の執行に関するものに限る。以下この項において同じ。）について委員会設置会社に対して次に掲げる請求をしたときは、当該委員会設置会社は、当該請求に係る費用又は債務が当該委員の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、これを拒むことができない。
 - 一 費用の前払の請求
 - 二 支出をした費用及び支出の日以後におけるその利息の償還の請求
 - 三 負担した債務の債権者に対する弁済（当該債務が弁済期にない場合にあつては、相当の担保の提供）の請求

（会計監査人の報酬等の決定に関する監査役の間与）

- 第三百九十九条 取締役は、会計監査人又は一時会計監査人の職務を行うべき者の報酬等を定める場合には、監査役（監査役が二人以上ある場合にあつては、その過半数）の同意を得なければならない。
- 2 監査役会設置会社における前項の規定の適用については、同項中「監査役（監査役が二人以上ある場合にあつては、その過半数）」とあるのは、「監査役会」とする。
 - 3 委員会設置会社における第一項の規定の適用については、同項中「監査役（監査役が二人以上ある場合にあつては、その過半数）」とあるのは、「監査委員会」とする。

（会計参与等の選任等についての意見の陳述）

- 第三百四十五条 会計参与は、株主総会において、会計参与の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べることができる。
- 2 会計参与を辞任した者は、辞任後最初に招集される株主総会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べるができる。
 - 3 取締役は、前項の者に対し、同項の株主総会を招集する旨及び第二百九十八条第一項第一号に掲げる事項を通知しなければならない。
 - 4 第一項の規定は監査役について、前二項の規定は監査役を辞任した者について、それぞれ準用する。この場合において、第一項中「会計参与の」とあるのは、「監査役の」と読み替えるものとする。
 - 5 第一項の規定は会計監査人について、第二項及び第三項の規定は会計監査人を辞任し

た者及び第三百四十条第一項の規定により会計監査人を解任された者について、それぞれ準用する。この場合において、第一項中「株主総会において、会計参与の選任若しくは解任又は辞任について」とあるのは「会計監査人の選任、解任若しくは不再任又は辞任について、株主総会に出席して」と、第二項中「辞任後」とあるのは「解任後又は辞任後」と、「辞任した旨及びその理由」とあるのは「辞任した旨及びその理由又は解任についての意見」と読み替えるものとする。

(監査役に対する報告)

第三百九十七条 会計監査人は、その職務を行うに際して取締役の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、遅滞なく、これを監査役に報告しなければならない。

- 2 監査役は、その職務を行うため必要があるときは、会計監査人に対し、その監査に関する報告を求めることができる。
- 3 監査役会設置会社における第一項の規定の適用については、同項中「監査役」とあるのは、「監査役会」とする。
- 4 委員会設置会社における第一項及び第二項の規定の適用については、第一項中「取締役」とあるのは「執行役又は取締役」と、「監査役」とあるのは「監査委員会」と、第二項中「監査役」とあるのは「監査委員会が選定した監査委員会の委員」とする。

(計算書類等の作成及び保存)

第四百三十五条 株式会社は、法務省令で定めるところにより、その成立の日における貸借対照表を作成しなければならない。

- 2 株式会社は、法務省令で定めるところにより、各事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書その他株式会社の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当なものとして法務省令で定めるものをいう。以下この章において同じ。）及び事業報告並びにこれらの附属明細書を作成しなければならない。
- 3 計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書は、電磁的記録をもって作成することができる。
- 4 株式会社は、計算書類を作成した時から十年間、当該計算書類及びその附属明細書を保存しなければならない。

会社法施行規則

(平成十八年二月七日法務省令第十二号)

(会計監査人設置会社の特則)

第二百二十六条 株式会社が当該事業年度の末日において会計監査人設置会社である場合には、次に掲げる事項（株式会社が当該事業年度の末日において公開会社でない場合にあっては、第二号から第四号までに掲げる事項を除く。）を事業報告の内容としなければならない。

- 一 会計監査人の氏名又は名称
- 二 当該事業年度に係る各会計監査人の報酬等の額
- 三 会計監査人に対して公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第二条第一項の業務以外の業務（以下この号において「非監査業務」という。）の対価を支払っているときは、その非監査業務の内容
- 四 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針
- 五 会計監査人が現に業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者であるときは、当該処分に係る事項
- 六 会計監査人が過去二年間に業務の停止の処分を受けた者である場合における当該処分に係る事項のうち、当該株式会社が事業報告の内容とすることが適切であるものと判断した事項
- 七 会計監査人と当該株式会社との間で法第四百二十七条第一項の契約を締結しているときは、当該契約の内容の概要（当該契約によって当該会計監査人の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあっては、その内容を含む。）
- 八 株式会社が法第四百四十四条第三項に規定する大会社であるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該株式会社の会計監査人である公認会計士（公認会計士法第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。以下この条において同じ。）又は監査法人に当該株式会社及びその子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額（当該事業年度に係る連結損益計算書に計上すべきものに限る。）
 - ロ 当該株式会社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）が当該株式会社の子会社（重要なものに限る。）の計算関係書類（これに相当するものを含む。）の監査（法又は証券取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）をしているときは、その事実
- 九 当該事業年度中に辞任した会計監査人又は解任された会計監査人（株主総会の決議によって解任されたものを除く。）があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該会計監査人の氏名又は名称
 - ロ 法第三百四十条第三項の理由があるときは、その理由
 - ハ 法第三百四十五条第五項において準用する同条第一項の意見があったときは、その意見の内容

- 二 法第三百四十五条第五項において準用する同条第二項 の理由があるときは、その理由
- 十 法第四百五十九条第一項の規定による定款の定めがあるときは、当該定款の定めにより取締役会に与えられた権限の行使に関する方針

監査基準

三 監査の実施

1～5 (略)

6 監査人は、監査の実施において不正又は誤謬を発見した場合には、経営者等に報告して適切な対応を求めるとともに、適宜、監査手続を追加して十分かつ適切な監査証拠を入手し、当該不正等が財務諸表に与える影響を評価しなければならない。

7～8 (略)

証券取引法

(昭和二十三年四月十三日法律第二十五号)

第九十三条の二 証券取引所に上場されている有価証券の発行会社その他の者で政令で定めるものが、この法律の規定により提出する貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する書類で内閣府令で定めるものには、その者と特別の利害関係のない公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第五項 に規定する外国公認会計士を含む。以下この条において同じ。）又は監査法人の監査証明を受けなければならない。ただし、監査証明を受けなくても公益又は投資者保護に欠けることがないものとして内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣の承認を受けた場合は、この限りでない。

2 前項の特別の利害関係とは、公認会計士又は監査法人が同項の規定により貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する書類を提出する者との間に有する公認会計士法第二十四条（同法第十六条の二第六項において準用する場合を含む。）、第二十四条の二（同法第十六条の二第六項 及び第三十四条の十一の二において準用する場合を含む。）、第二十四条の三（同法第十六条の二第六項において準用する場合を含む。）又は第三十四条の十一第一項に規定する関係及び公認会計士又は監査法人がその者に対し株主若しくは出資者として有する関係又はその者の事業若しくは財産経理に関して有する関係で、内閣総理大臣が公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めて内閣府令で定めるものをいう。

3 第一項の監査証明は、内閣府令で定める基準及び手続によつて、これを行わなければ

ならない。

- 4 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要且つ適当であると認めるときは、第一項の監査証明を行つた公認会計士又は監査法人に対し、参考となるべき報告又は資料の提出を命ずることができる。
- 5 公認会計士又は監査法人が第一項に規定する財務計算に関する書類について監査証明をした場合において、当該監査証明が公認会計士法第三十条又は第三十四条の二十一第二項第一号若しくは第二号に規定するものであるときその他不正なものであるときは、内閣総理大臣は、一年以内の期間を定めて、当該期間内に提出される有価証券届出書又は有価証券報告書（その訂正報告書を含む。）で当該公認会計士又は監査法人の監査証明に係るものの全部又は一部を受理しない旨の決定をすることができる。この場合においては、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。
- 6 内閣総理大臣は、前項の決定をした場合においては、その旨を当該公認会計士又は監査法人に通知し、かつ、公表しなければならない。

<p>企業内容等の開示に関する内閣府令 （昭和四十八年一月三十日大蔵省令第五号）</p>
--

【第二号様式（有価証券届出書）】

（記載上の注意）

(52-2) コーポレート・ガバナンスの状況

- a 提出会社の企業統治に関する事項（例えば、会社の機関の内容、内部統制システムの整備の状況、リスク管理体制の整備の状況、役員報酬の内容（社内取締役と社外取締役に区分した内容）、監査報酬の内容（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項に規定する業務に基づく報酬とそれ以外の業務に基づく報酬に区分した内容）について具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
- b 内部監査及び監査役（監査委員会）監査の組織、人員及び手続並びに内部監査、監査役（監査委員会）監査及び会計監査の相互連携について具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
- c 社外取締役及び社外監査役と提出会社との人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係について具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
- d 業務を執行した公認会計士の氏名、所属する監査法人名及び提出会社の財務書類について連続して監査関連業務（公認会計士法第24条の3に規定する監査関連業務を行う。）を行つている場合における監査年数（当該年数が7年を超える場合に限る。）、監査

業務に係る補助者の構成並びに監査証明を個人会計士が行っている場合の審査体制について具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

- e 提出会社の企業統治に関する事項に代えて連結会社の企業統治に関する事項について記載することができる。その場合には、その旨を記載すること。

(53) 経理の状況

- a 財務諸表等規則別記に掲げる事業を営む会社が、特別の法令又は準則の定めるところにより若しくはこれらに準じて連結財務諸表、中間連結財務諸表、財務諸表及び中間財務諸表（以下この号において「連結財務諸表等」という。）を作成している場合には、その旨を記載すること。
- b 連結財務諸表及び中間連結財務諸表を作成していない場合には、その旨及び作成していない理由を記載すること。
- c 連結財務諸表等について公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨及び公認会計士の氏名又は監査法人の名称を記載すること。なお、最近連結会計年度等（連結財務諸表を作成していない場合には最近事業年度等。以下この号において同じ。）において公認会計士又は監査法人が交代した場合には、その旨を記載すること。
- d 最近連結会計年度等において決算期を変更した場合には、その旨及び変更の内容を記載すること。

【第三号様式（有価証券報告書）】

（記載上の注意）

(31-2) コーポレート・ガバナンスの状況

第二号様式記載上の注意(52-2)に準じて記載すること。

(32) 経理の状況

第二号様式記載上の注意(53)に準じて記載すること。

【第五号様式（半期報告書）】

（記載上の注意）

(21) 経理の状況

- a 財務諸表等規則別記に掲げる事業を営む会社が、特別の法令又は準則の定めるところにより若しくはこれに準じて中間連結財務諸表及び中間財務諸表（以下この号において「中間連結財務諸表等」という。）を作成している場合には、その旨を記載すること。
- b 中間連結財務諸表を作成していない場合には、その旨及び作成していない理由を記載すること。
- c 中間連結財務諸表等について公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨及び公認会計士の氏名又は監査法人の名称を記載すること。なお、当中間連結会計期間（中間連結財務諸表を作成していない場合には当中間会計期間）において、

公認会計士又は監査法人が交代した場合には、その旨を記載すること。

米企業改革法（骨子） （平成14年7月成立）

1. 監査法人の独立性確保

- 監査証明義務とコンサルティング業務の同時提供の原則禁止
- 主任会計士が同一の監査を5年以上行うことを禁止
（インターバル5年）
※その他の会計士は7年・2年
- 監査法人出身者が経営陣となっている企業の監査を1年間禁止

2. 監査法人の監視体制強化

- 監査法人の監視体制強化のための機関の設置
（PCAOB: Public Company Accounting Oversight Board）
公開会社の監査を行う監査法人の登録・検査

3. 企業責任の強化

- 公開会社の監査委員会の強化
「独立取締役」のみで構成される監査委員会が会計監査人の選任、報酬決定
- 年次報告書の適正性等に関する経営者の宣誓の義務付け
- 財務報告に係る内部統制の経営者による有効性評価と公認会計士による監査の義務付け
- 経営陣に対する罰則の強化
個人500万ドル以下の罰金、20年以下の禁錮
法人2500万ドル以下の罰金

日本の対応

- 同様のルール導入（平成15年公認会計士法改正）

- 公認会計士全てについて7年以上の禁止
（インターバル2年）（同上）
※18年4月以降、4大監査法人の主任会計士については5年・5年
（日本公認会計士協会の倫理規則）
- 同様のルール導入（平成15年公認会計士法改正）

- 公認会計士・監査審査会の設置
（平成15年公認会計士法改正）
監査の品質管理の状況をモニタリング・検査
（現在4大監査法人に対する検査を順次実施中）

- 会計監査人は株主総会で選任
報酬について監査委員会（監査役・監査役会）の同意権の導入
※監査委員会の過半数は社外取締役、監査役会の半数以上は社外
監査役であることが必要
（平成17年新会社法）
- 有価証券報告書の適正性について経営者の確認を義務付け
（平成18年証取法改正）
- 財務報告に係る内部統制の経営者による有効性評価と公認会計士による監査の義務付け（平成18年証取法改正）
- 有価証券報告書の虚偽記載に対する罰則
個人5年以下の懲役、500万円以下の罰金
⇒10年以下の懲役、1,000万円以下の罰金
法人5億円以下の罰金
⇒7億円以下の罰金
（平成18年証取法改正）

EU第8次会社法指令の概要

1. 監査人、監査事務所の要件

- (1) 法定監査人となるには、原則として、少なくとも以下の教育、実務経験の要件を満たさなければならない。
教育要件:大学の専門課程を履修し、会計・監査等の専門能力の試験に合格。
実務要件:3年間の実務経験。
- (2) 監査事務所の議決権の過半は、上記要件を満たす監査人により保有されなければならない。
- (3) 監査事務所の経営陣の過半～最大75%が上記要件を満たした監査人でなければならない。

2. 監査事務所等の登録

- (1) 監査事務所等がEU域内において、上場会社等の監査を含む法定監査を実施する場合、登録が必要。
- (2) 第三国(EU域外)の監査事務所等も、EU域内の上場会社の監査をする場合、EU加盟国において登録することが必要。

3. 監査事務所等の独立性確保

- (1) 監査事務所等は、独立性に影響を与える事象に対して適切な措置を講ずることにより、独立性を確保しなければならない。
- (2) 主要な監査責任者は、最長7年(インターバル2年)で交代しなければならない。

4. 監査基準、監査報告

- (1) 監査事務所等は、法定監査において、EUにより承認された国際監査基準に基づき監査を実施しなければならない。
- (2) 監査事務所によって監査が実施される場合、監査報告書は、最低限、監査事務所を代表して監査を実施する法定監査人により署名されなければならない。

5. 連結財務諸表監査の実施

- (1) 企業グループの監査人は、連結財務諸表の監査報告書において他者への責

任の分割が認められておらず、全ての責任を負わなければならない。

- (2) 連結財務諸表の一部が第三国の監査人により監査されている場合、企業グループの監査人は、第三国の監査人による監査証拠を入手できるようにしなければならない。

6. 監査事務所等に対する監督のあり方、監査事務所等の責任

- (1) 監査事務所等は、独立した機関による品質保証レビューを受けなければならない。
- (2) 独立した機関による品質保証レビューの範囲は、監査基準、倫理規則への準拠性、監査事務所の品質管理システム等の評価が含まれる。
- (3) 公益事業体を監査する監査事務所等に対する品質保証レビューは最低3年に1回、それ以外に対する品質保証レビューは最低6年に1回実施されなければならない。

(注)公益事業体には、上場会社、銀行、保険会社、大規模会社等が含まれる。

- (4) EU加盟国は、指令の規定に従わない法定監査に対して、有効、相応で抑止効果のある制裁を規定する。制裁は、承認撤回の可能性を含む。
- (5) 監査人の責任については特に定められておらず、当面、各国に委ねられている。2006年末までに欧州委員会が報告書を取り纏め、欧州議会に提出予定。

7. 監査事務所等による開示

- (1) 公益事業体を監査する監査事務所等は、事業年度終了後3ヶ月以内に、組織形態、所有割合、ネットワーク形態、ガバナンス構造、内部の品質管理システム、売上高の内訳などを記載した年次報告書を公開しなければならない。

8. 監査委員会の設置

- (1) 公益事業体は、原則として、株主総会により指名された独立のメンバーから構成される監査委員会を設置しなければならない。
- (2) 監査委員会のメンバーには経営陣からの独立性が要求されており、少なくとも一人は会計・監査の専門家でなければならない。
- (3) 公益事業体の監査をする場合、監査事務所等は、毎年、同事業体の監査委員会に対して、被監査事業体からの独立性及び被監査会社に提供された追加業務等を知らせなければならない。
- (4) 監査事務所等は、財務諸表監査で発見された財務報告プロセスに係る内部統制上の重要な欠陥等の主要な事項を監査委員会に報告しなければならない。

9. 監査契約、監査報酬の決定方法等

- (1) 監査事務所等は、原則、被監査会社の株主総会により選任されなければならない。
- (2) 公益事業体の経営陣による監査事務所等の選任に関する提案は、監査委員会による提案に基づくものでなければならない。
- (3) 監査事務所等は合理的な理由によらずに解任できない。監査事務所等は任期中に辞任した場合又は解任された場合、当局又は監督機関にその旨及び理由を知らせなければならない。
- (4) 監査報酬は、被監査会社への追加的業務提供によって左右されてはならず、成功報酬に基づいてはならない。

10. 第三国の監査制度に関する同等性評価等

- (1) EU上場会社を監査する第三国の監査事務所等に、原則として、EU各国で登録し、その公的監視、品質保証、調査及び懲罰のシステムに服することを求める。その場合、監査事務所等による監査がEU指令で求める基準と「同等」の基準に従って行われること等が前提とされる。
- (2) 加えて、第三国の監査事務所等による監査がEU指令で求めるものと「同等」な品質保証システムに服しているか否か等が評価され、「同等」と判断された場合、EU各国の独立した機関による品質保証レビュー等が免除される。
- (3) EU加盟国の当局は、第三国の当局との間で相互主義に基づく取決めがあること等を条件として、第三国の当局に監査調書を送ることができる。

以 上